

本資料2

3- (2)

第1回委員会及び中間意見聴取における
意見集約及び回答について

○主な意見への回答

(NO.1～NO.12)

NO.1

○意見

走行空間ガイドラインにおいて市独自の物理的分離の基準である「交通量20,000台以上の路線」は条件としてやめたほうがよい



○対応

- ・ 有識者懇談会で検討し、その条件をやめ、「速度が50 km/h超の路線」という条件のみとします。

NO.2

○主な意見

- ①矢羽根路面表示の大きさは1 mに
- ②夜間・雨天・冬期時の対策



○対応

- ①有識者懇談会の検証結果から当面は75 cm※のままとします。（※75cm以上）
- ②ハード：蛍光カラー表示等の使用
ソフト：危険時・箇所への啓発

NO.3

○主な意見

バスレーンとの共存



○対応

- ・ 該当路線は他都市の事例を踏まえながら整備の際に個別に対応します。
- ・ 路線によっては押しチャリ・迂回路の検討を行います。

NO.4

○主な意見

歩道内の物理的分離は将来的に続けるのか



○対応

- ・ 今後はしない方針です。
- ・ 計画区間のものは危険個所についての啓発、一方通行化、改良等、可能な手段を実施していきます。

NO.5

○主な意見

利用しやすい駐輪場の整備



○対応

- ・ 適正配置した大規模駐輪場や道路上の駐輪場等の整備を関係者と連携して進めていきます。

NO.6

○主な意見

- ①まちなかの駐輪場の有料化
- ②高級な自転車をとめる場所の確保



○対応

- ①放置禁止区域の設定と合わせ、管理体制、有料化等を視野にいれて商店街や関係機関等と調整しながら検討します。
- ②防犯の啓発と同時に、防犯性の高い駐輪場を検討していきます。

NO.7

○主な意見

放置自転車の処分費が高い



○対応

- ・ 処分する自転車を減らすことを総合的に検討します。
- ・ まずは処分自転車の有価取引化に取り組みます。

NO.8

○主な意見

人が集まるところで実施し，繋がっていくような啓発



○対応

啓発方針に盛り込み，警察，学校等の関係者と協力し，つながるような啓発を実施していきます。

NO.9

○主な意見

事故の多い高齢者・中高生への注意喚起，ヘルメット着用，損害賠償保険加入の啓発について



○対応

- ・啓発のメニュー内容に盛り込み，警察，各学校等の関係者と協力し実施していきます。

NO.10

○主な意見

「移動しやすいまちづくり条例」を踏まえた総合的な自転車施策の推進



○対応

- ・ 上記条例の理念を踏まえ制定した「新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例」に基づき、道路空間の再構築について関係課と協力して進めていきます。
- ・ 優先度が高い市中心部の走行空間整備を進め、繋がるネットワークにしていきます。

NO.11

○主な意見

レンタサイクルの拡充



○対応

- ・ レンタサイクルの目的や効果について検証し、実施中の事業の拡充や、新たなレンタサイクルを検討していきます。

NO.12

○主な意見

10箇年計画について
整備の優先順位について



○対応

- ・今年度も含めH29年度までの5カ年計画を優先度調査に基づいて設定し実施していきます。
- ・繋がるネットワーク化を進め早期に効果が発揮できるように実施していきます。